

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	信越化学工業株式会社		コード	4063
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため、現社外取締役の小宮山 宏氏及び現社外監査役の小坂義人氏は、定時株主総会終結のときをもって退任となります。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし		
1	中村邦晴	社外取締役	○														△		有	
2	マイケル・マクギャリー	社外取締役	○														△		有	
3	長谷川眞理子	社外取締役	○															○	有	
4	日比野隆司	社外取締役	○														△	訂正・変更	有	
5	岡 敦子	社外取締役	○														△	新任	有	
6	加々美光子	社外監査役	○															○	有	
7	金子裕子	社外監査役	○														△		有	
8	栗生俊一	社外監査役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	住友商事(株)は、当社の取引先ですが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	中村邦晴氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役への就任以降、住友商事(株)での経営経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
2	PPG Industries, Inc.は、当社の取引先ですが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	マイケル・マクギャリー氏を独立役員に指定した理由は、塗料、コーティング剤などを世界展開している米国PPG Industries, Inc.の取締役会長CEO等を歴任した同氏は、米国、欧州、アジアでの経営に精通し、また、同社の事業ポートフォリオ改革を推進するなど、幅広い化学分野における卓越した知見と豊富な経験を有しており、社外取締役への就任以降、これを活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
3		長谷川眞理子氏を独立役員に指定した理由は、自然人類学の研究者としての多くの研究実績をもとに、国立大学法人総合研究大学院大学学長や国家公安委員会委員等を歴任した同氏は、幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を有しており、社外取締役への就任以降、これを活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
4	(株)大和証券グループ本社の子会社である大和証券(株)は当社の取引先ですが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を与えるおそれはありません。	日比野隆司氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役への就任以降、(株)大和証券グループ本社での経営経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
5	NTTグループとは、通信機器に関する定型的な取引がありますが、当社からの支払額は先方の売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を与えるおそれはありません。	岡 敦子氏を独立役員に指定した理由は、最先端の研究を行っているNTT(株)の研究企画部門長等を歴任し、同社グループ会社の経営者を務める同氏は、研究開発や人的資本分野における卓越した知見と豊富な経営経験を有しており、独立した立場からの監督と助言を行うことができるものと判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
6		加々美光子氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、法律家としての専門的な見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
7	金子裕子氏は、2017年10月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)のシニアパートナーを務めていましたが、退職してから8年以上経過しています。また、同監査法人との間には、監査報酬の支払等の取引関係がありますが、その監査報酬等の総額は、同監査法人の業務収入の1%未満ですので、同氏の監査役としての職務や独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	金子裕子氏を独立役員に指定した理由は、公認会計士や金融庁企業会計審議会委員としての豊富な経験と幅広い見識を有する同氏は、社外監査役への就任以降、企業会計、監査、内部統制などの専門的な見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。
8		栗生俊一氏を独立役員に指定した理由は、同氏は警察庁長官や内閣官房副長官等を歴任するなど、行政における組織運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、リスクマネジメントなどの専門的な見地から社外監査役の職務を遂行し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献できるものと判断されることによります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しています。

4. 補足説明

当社は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の当社社外役員の独立性基準の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。

(社外役員の独立性基準)

以下に掲げる事項に該当しない者。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者(取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。)又は業務執行者であった者
2. 当社が主要株主である法人等の業務執行者
3. 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の業務執行者
4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者(法人等である場合は、当該法人等の業務執行者)
5. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者(法人等である場合は、当該法人等に所属する者)
7. 当社から多額の寄附を受け取っている者(法人等である場合は、当該法人等の業務執行者)
8. 最近において上記2. から7. のいずれかに該当していた者
9. 以下の各号に掲げる者(重要な者^(注)に限る。)の二親等以内の親族
 - (1) 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者
 - (2) 上記2. から7. に掲げる者
 - (3) 最近において上記(1)及び(2)に該当していた者

(注)「重要な者」とは、

①業務執行者の場合、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

②監査法人又は会計事務所^(注)に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所^(注)に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。